

## 【資料1】 やらまいか人口ビジョン

浜松市「やらまいか」人口ビジョン

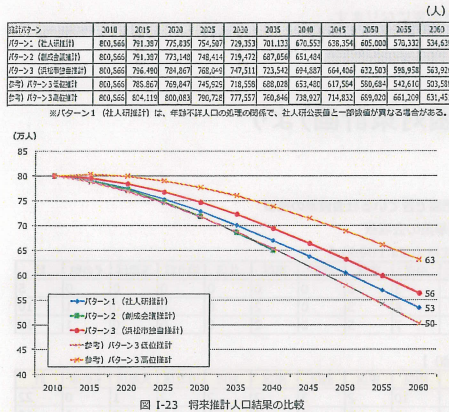
### (2) 将来推計人口結果の分析

#### ① 各パターン間の総人口の比較

平成 27 年度版

現在の出生率や移動率のまま推移すると仮定した場合、2060年の浜松市人口は、2015年よりも200,000人以上減少し、500,000人台になると推計される。

各パターンによる将来推計人口結果を見ると、いずれのパターンでも人口の減少が進むと推計される。浜松市総合計画の策定の基礎となっているパターン3(浜松市独自推計)では、25年後の2040年(平成52年)には695,000人、45年後の2060年(平成72年)には564,000人に減少すると推計される。いずれの推計結果も、現在のままの出生率や移動率が継続すれば、加速度的に人口減少が進み、本格的な人口減少社会が到来することを示している。



浜松市「やらまいか」人口ビジョン (令和2年改訂版)

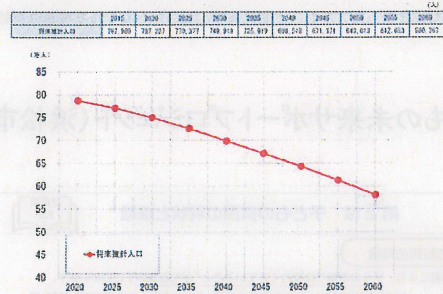
### (2) 将来人口推計結果の分析

#### ① 総人口の推移

人口動態の現状と趨勢が将来にわたって継続することを前提とした仮定値に基づく、2060年の浜松市人口は、2015年よりも20万人以上減少し、60万人を下回ると推計される。

将来人口推計の結果を見ると、2040年には69万9千人、2060年には58万人に減少すると推計される。現在のままの出生率や移動率が継続すれば、引き続き人口減少が進み、本格的な人口減少社会が到来することを示している。

図表 1-38 将来推計人口(総人口)



## 【資料2】 行政手続等における書面規制、押印等の見直し

### 1 見直し結果(令和3年4月1日時点の状況)

別紙1に基づく見直しを次のとおり、実施しました。

#### (1) 書面規制の見直し

全ての行政手続等において、必要最低限の記載内容や添付書類となっているか、検証(自己点検)を行いました。

#### (2) 押印の見直し

市が見直し可能な3,302種類の手続のうち、2,987種類(90.5%)の手続で押印が不要となるよう、見直しを行いました。今後、「@」の記載がない書類は、押印が不要な手続です。

| 区分         | 種類      | 詳細     | 種類      |
|------------|---------|--------|---------|
| ① 市で見直しが可能 | 3,302種類 | ア 押印不要 | 2,987種類 |
|            |         | イ 押印必要 | 315種類   |
| ② 国・県等で規定  | 1,348種類 | ア 押印不要 | 1,145種類 |
|            |         | イ 押印必要 | 203種類   |
| 計          | 4,650種類 |        |         |

※ ①アは、署名又は押印の選択制を含む。

※ ①イは、地方自治法等、法的に制約がある手続であり、現時点において、押印の必要があるとしたもの等。

#### (3) 対面規制の見直し

市が見直し可能な3,302種類の手続のうち、2,705種類(81.9%)の手続でメール・FAX・郵送等による非対面で申請ができるよう、見直しを行いました。

#### (4) 内部事務の見直し

職員を対象とした内部事務についても、上記(1)~(3)の検証を行い、233種類の手続で見直しを行いました。

| 区分                       | 件数    |
|--------------------------|-------|
| 押印の見直しに関するもの             | 218種類 |
| 対面規制の見直しに関するもの           | 57種類  |
| 計(※重複する手続があるため、合計は一致しない) | 233種類 |



【資料3】国民健康保険高額療養費の申請手続きの簡略化について(浜松市ホームページより)

申請手続きの簡略化について

令和3年8月から、次の条件にすべて該当する世帯には、お手続きなしで高額療養費が振り込まれます。

対象の世帯には、従来の申請書の代わりに支給決定通知が診療月から2カ月後以降の20日前後に送付されます。

条件1 国民健康保険料の滞納がない世帯

条件2 過去1年以内に高額療養費の支給申請をした際の振込先口座の名義が、現在の世帯主と一致する世帯

※令和3年7月以前に発送している支給申請書記載の診療に関する高額療養費については、上記に該当していても自動振込されず支給申請書でのお手続きが必要になります。

※条件に該当する前に発送している支給申請書記載の診療に関する高額療養費については、支給申請書でのお手続きが必要になります。

※一度自動振込の対象となった方でも、上記の条件に該当しなくなった場合は支給申請書でのお手続きが必要になります。

【資料4】子どもの未来サポートプロジェクト(浜松市子どもの貧困対策計画)より

**第2章 子どもの貧困の現状と課題**

**1 子どもの貧困の問題**

- 経済的な困難により、多くの家庭で比較できていないこと<sup>1)</sup>ができない子どもがいます。  
(注)自らの困難がある、必要な学習機会を奪える、高校へ進学する、専業主婦に明け渡すなど)
- 保護者の就労時間の長さや心身の不調などにより、本来家庭内で保護者からも伝えたい生活習慣や学習習慣、社会性を習得できない子どもがいます。

このような困窮状態にある家庭で育った子どもは、将来大人になった時に、再び困窮状態になりやすい傾向があり、「貧困の世代間連鎖」が生じています。

**2 本市の子どもの取り巻く状況**

- 子どもの貧困の状況把握と対策の検討のため、①統計データの分析や子どもの生活実態調査、②ひとり親家庭に対する実態調査、③子どもに関わる支援者へのアンケート調査を行いました。

**①統計データ**

■母子家庭・父子家庭の世帯数の推移

| 世帯  | 母子家庭  | 父子家庭 |
|-----|-------|------|
| H7  | 2,242 | 348  |
| H12 | 2,515 | 347  |
| H17 | 3,585 | 493  |
| H22 | 3,892 | 486  |
| H27 | 4,036 | 473  |

母子家庭は、増加傾向にあります。

■就学援助受給者数の推移

| 世帯  | 就学援助受給者数 |
|-----|----------|
| H26 | 55,126   |
| H27 | 64,820   |
| H28 | 64,265   |
| H29 | 63,898   |
| H30 | 63,338   |

就学援助受給者数は、増加傾向にあります。

**②子どもの生活実態調査(R2)**

★所得の状況(世帯人員で調査した所得状況から次の3群に分け分析)【有効回答2,779世帯】

- 経済的困難状況(全体)
- 生活困難群(困難群)：等価可処分所得が所得中央値<sup>2)</sup>の1/2以下相当
- 生活困窮子家庭(子家庭)：等価可処分所得が所得中央値の1/2超3/4以下相当
- 一般群(一般群)：等価可処分所得が所得中央値の3/4超相当

※1世帯所得等を「世帯人員の平方根」で除した値(国民生活実態調査の基準)  
※2等価可処分所得を少ない順に並べて、真ん中の順位の人を、本調査では、平成30年国勢調査生活実態調査時の所得中央値253万円を、区分の基準値とした。

★世帯構成の状況(ひとり親かふたり親かで2群に分け分析)【有効回答3,059世帯】

- ひとり親とふたり親の割合
- 経済的困難状況(ひとり親家庭のみ)

○一定水準(等価可処分所得が所得中央値の1/2以下：いわゆる貧困線)を下回る人は8.6%です。  
【H30全国調査では8.6%です。】  
○ひとり親家庭においては、一定水準を下回る人は41.7%と高くなっています。  
【H30全国調査では48.1%】

(参考)市で把握できている社会資源の推移

【1】学習支援事業の会場数

【前プロジェクト策定時(H28.11時点)】

|      | 中区 | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 | 浜北区 | 天竜区 | その他 | 計  |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 市委託  | 3  | 2  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 5  |
| 民間   | 4  | 3  | 0  | 2  | 0  | 0   | 0   | 1   | 10 |
| 計(A) | 7  | 5  | 0  | 2  | 0  | 0   | 0   | 1   | 15 |

【現状(R3.1時点)】

|      | 中区 | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 | 浜北区 | 天竜区 | その他 | 計  |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 市委託  | 10 | 2  | 3  | 2  | 2  | 2   | 1   | 0   | 22 |
| 民間   | 5  | 7  | 0  | 2  | 1  | 0   | 0   | 1   | 16 |
| 計(B) | 15 | 9  | 3  | 4  | 3  | 2   | 1   | 1   | 38 |

|        | 中区 | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 | 浜北区 | 天竜区 | その他 | 計  |
|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 差(B-A) | 8  | 4  | 3  | 2  | 3  | 2   | 1   | 0   | 23 |

※その他は、アウトリー型で実施。

※民間は、現在活動休止中の団体も含む。

【2】子ども食堂・居場所の数

【前プロジェクト策定時(H28.11時点)】

|       | 中区 | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 | 浜北区 | 天竜区 | 計 |
|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|---|
| 子ども食堂 | 2  | 1  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 3 |
| 居場所   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0 |
| 計(A)  | 2  | 1  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 3 |

【現状(R3.1時点)】

|       | 中区 | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 | 浜北区 | 天竜区 | 計  |
|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|----|
| 子ども食堂 | 2  | 3  | 1  | 3  | 0  | 1   | 0   | 10 |
| 居場所   | 2  | 0  | 0  | 1  | 1  | 0   | 0   | 4  |
| 計(B)  | 4  | 3  | 1  | 4  | 1  | 1   | 0   | 14 |

|        | 中区 | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 | 浜北区 | 天竜区 | 計  |
|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|----|
| 差(B-A) | 2  | 2  | 1  | 4  | 1  | 1   | 0   | 11 |

※子ども食堂は、現在活動休止又は配食に転換して実施の会場も含む。

※居場所は、民間が実施している無償又は低額で子どもが安心して利用できる地域の場所。

【資料5】兼職・兼業の許可件数(人事行政の運営などの状況(広報はままつ2020年11月号より))

【兼職・兼業の許可件数(令和元年度)】

| 区分     | 許可件数(件) | 主な許可事例    |
|--------|---------|-----------|
| 市長部局など | 71      |           |
| 教育委員会  | 606     |           |
| 消防局    | 10      | 講師、補習指導など |
| 上下水道部  | 2       |           |
| 計      | 689     |           |

※上記の許可は、地方公務員法第38条第1項および教育公務員特例法第17条第1項に基づくものです。